ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

⑴　物品等の調達契約　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「国の特例政令」という。）第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

⑵　特定役務のうち建設工事の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

⑶　特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

⑷　特定役務のうち前二号以外の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

２　前項の予定価格は、調達契約に関し単価についてその予定価格が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達すべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達すべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

（競争参加者の資格に関する審査等）

第４条　学長又はその委任を受けた職員は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、国立大学法人神戸大学契約事務取扱規程（以下「契約規程」という。）第５条第２項の規定による審査は、随時に行わなければならない。

２　学長又はその委任を受けた職員は、契約規程第５条第１項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度毎に、当該資格の基本となるべき事項並びに契約規程第５条第２項に規定する申請の時期及び方法等について、官報により公示しなければならない。

３　学長又はその委任を受けた職員は、契約規程第22条の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは随時に、指名競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

４　学長又はその委任を受けた職員は、契約規程第22条の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度毎に、当該資格の基本となるべき事項並びに契約規程第５条第２項に規定する申請の時期及び方法等について、官報により公示しなければならない。

５　学長又はその委任を受けた職員は、第２項又は前項の規定による公示については、次の事項を明らかにしなければならない。

⑴　調達をする物品等及び特定役務の種類

⑵　資格の有効期限及び当該期間の更新手続

（一般競争の公告）

第５条　契約担当役は、特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）に官報により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日まで短縮することができる。

２　契約担当役は、入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による公告の期間を短縮することはできないものとする。

（一般競争について公告をする事項）

第６条　前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

⑴　競争入札に付する事項

⑵　競争に参加する者に必要な資格に関する事項

⑶　契約条項を示す場所

⑷　競争執行の場所及び日時

⑸　入札保証金に関する事項

⑹　一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうち一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

⑺　契約規程第５条第２項の規定による審査の申請の時期及び場所

⑻　第10条に規定する文書の交付に関する事項

⑼　落札者の決定の方法

２　契約担当役は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

３　契約担当役は、第１項の規定による公告において、契約担当役の氏名及びその所属する部局の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により記載するものとする。

⑴　調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量

⑵　入札期日又は契約規程第５条第２項の規定による審査の申請の時期

⑶　契約担当役の氏名及びその所属する部局の名称

（指名競争の公示等）

第７条　契約担当役は、特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第５条第１項の規定の例により、公示をしなければならない。

２　前項の公示は、前条の規定により一般競争について公告をするものとされている事項のほか、契約規程第23条の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件についても、するものとする。

３　前項の基準により指名される競争参加者に対しては、前条第１項第１号及び第３号から第５号までに掲げる事項を第１項の規定による公示の日において、当該競争参加者に通知するものとする。

４　前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

⑴　一連の調達契約にあっては、前条第１項第六号に掲げる事項

⑵　契約の手続において使用する言語

（公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）

第８条　学長又はその委任を受けた職員は、契約担当役が特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において前条第１項の規定による公示をした後、当該公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から契約規程第５条第２項の規定による申請があったときは、速やかにその者が契約規程第５条第１項又は第22条に規定する資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。

２　契約担当役は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果、契約規程第22条に規定する資格を有すると認められた者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、第７条第３項に規定する事項及び第４項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

３　契約担当役は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第１項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、一般競争の場合にあっては第６条第１項第２号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有することを認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

４　契約担当役は、第１項に規定する資格審査の申請があった場合において、開札の日時までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

（郵便等による入札）

第９条　契約担当役は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。